

西東京市農業委員會訓令第 号

西東京市農業委員會事務局

## 西東京市農業委員会個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

令和5年 月 日

## 西東京市農業委員會

## 西東京市農業委員会個人情報の保護に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、西東京市農業委員会（以下「委員会」という。）における個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定を適用しない場合又は読み替えて適用する場合を含む。）及び西東京市個人情報保護法施行条例（令和4年西東京市条例第29号）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (個人情報の取扱いに係る手続等)

第2条 委員会が保有する個人情報の取扱いに係る手続等は、西東京市個人情報保護法等施行規則（令和5年西東京市規則第4号）第2条から第24条まで及び様式第1号から様式第27号までの規定を準用する。この場合において、様式第3号中「西東京市長」とあるのは「西東京市農業委員会」と、様式第4号及び様式第5号中「（西東京市長）」とあるのは「西東京市農業委員会」と、「、西東京市長」とあるのは「、西東京市農業委員会」と、「は西東京市長」とあるのは「は西東京市農業委員会」と、様式第6号から様式第11号までの規定中「（西東京市長）」とあるのは「西東京市農業委員会」と、様式第12号中「西東京市長」とあるのは「西東京市農業委員会」と、様式第13号中「（西東京市長）」とあるのは「西東京市農業委員会」と、「、西東京市長」とあるのは「、西東京市農業委員会」と、「は西東京市長」とあるのは「は西東京市農業委員会」と、様式第14号及び様式第15号中「西東京市長」とあるのは「西東京市農業委員会」と、様式第16号及び様式第17号中「（西東京市長）」とあるのは「西東京市農業委員会」と、「、西東京市長」とあるのは「、西東京市農業委員会」と、「は西東京市長」とあるのは「は西東京市農業委員会」と、様式第18号から様式第22号までの規定中「（西東京市長）」とあるのは「西東京市農業委員会」と、様式第23号中「西東京市長」とあるのは「西東京市農業委員会」と、様式第24号及び様式第25号中「（西東京市長）」とあるのは「西東京市農業委員会」と、「、西東京市長」とあるのは「、西東京市農業委員会」と、「は西東京市長」とあるのは「は西東京

市農業委員会」と、様式第26号及び様式第27号中「(西東京市長)」とあるのは  
「西東京市農業委員会」と読み替えるものとする。

(委任)

第3条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

・附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公  
布の日から施行する。

(西東京市農業委員会が保管等する個人情報の保護に関する規程の廃止)

2 西東京市農業委員会が保管等する個人情報の保護に関する規程(平成17年西東京  
市農業委員会訓令第1号)は、廃止する。

(準備行為)

3 委員会は、この規程の施行の日前においても、個人情報の取扱いに係る手続等の  
事務の実施に必要な準備行為を行うことができる。

《現行》

○西東京市農業委員会が保管等する個人情報の保護に関する規程

平成17年9月20日農委訓令第1号

西東京市農業委員会が保管等する個人情報の保護に関する規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、西東京市個人情報保護条例（平成13年西東京市条例第13号）第34条の規定により、西東京市農業委員会（以下「農業委員会」という。）が保管等をする個人情報の保護に関して、必要な事項を定めるものとする。

(開示等の手続、方法等)

**第2条** 農業委員会が保管等をする個人情報の開示等の手続、方法等は、西東京市個人情報保護条例施行規則（平成13年西東京市規則第17号）第2条から第16条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市長」とあるのは、「農業委員会」と読み替えるものとする。

(委任)

**第3条** この規程に定めるもののほか必要な事項は、農業委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年9月20日から施行する。